

平成18年10月1日

改正

平成25年3月31日

平成30年4月1日要綱第14号

小田原市補装具業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく補装具費の支給に関し、補装具の製作、貸与、修理及び販売（以下「補装具の製作等」という。）を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録、補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具業者の登録)

第2条 補装具業者の登録は、当該補装具業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

2 福祉事務所長は、補装具業者の申請を受け、申請を適当と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

(登録補装具業者に係る情報提供)

第3条 福祉事務所長は、前項の規定による登録を受けた補装具業者（以下「登録補装具業者」という。）に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 取り扱う補装具の種類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める事項

(補装具業者の登録申請)

第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする補装具業者は、補装具業者登録申請書（様式第1号）に事業所調書（様式第2号）を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

(登録の通知)

第5条 福祉事務所長は、第2条に規定する申請に基づく登録の可否を、補装具業者登録申請結果通知書（様式第3号）により当該申請に係る補装具業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 登録補装具業者は、登録事項に変更を生じたとき又は補装具業者としての登録を廃止する場合は、登録補装具業者変更・廃止届（様式第4号）により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

（報告等）

第7条 福祉事務所長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の製作等を行う者又はこれらを使用する者又はこれらの者であった者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補装具の製作等を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取り消し）

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録補装具業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。

(2) 登録補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。

(3) 補装具の製作等を行う者又はこれらを使用する者又はこれらの者であった者が、前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

（補装具の製作等）

第9条 登録補装具業者は、福祉事務所長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の製作等について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の製作等を行うものとする。

2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すに当たり、福祉事務所長が別に定め

る場合を除き、登録補装具業者は、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。

3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、福祉事務所長は、不備な箇所を指摘して登録補装具業者の負担においてこれを改善させることができる。

4 登録補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第10条 市長は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該登録補装具業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 登録補装具業者は、その提供した補装具について、第1項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。

4 登録補装具業者は、補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第11条 登録補装具業者は、市長に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書(様式第5号)に補装具費支給券(様式第6号)を添えて請求しなければならない。

2 市長は、登録補装具業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第12条 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録補装具業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、福祉事務所長は、登録補装具業者に第9条第3項に準じて改善させることができる。

2 補装具の引渡し後災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理

的变化により生じた不適合又は目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合を除き9か月以内に生じた破損又は不適合は、登録補装具業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表に規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、本文の規定に関わらず、修理後3か月以内に生じた不適合等（災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第13条 福祉事務所長は、補装具費支給対象障害者等又は登録補装具業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第14条 登録補装具業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保存するものとする。

（登録期間）

第15条 登録の有効期間は、登録日が属する年度の末日までとする。ただし、この有効期間満了の1か月前までに福祉事務所長又は登録補装具業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間登録を更新したものとみなす。

（雑則）

第16条 この要綱に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

補装具業者登録申請書

年 月 日

小田原市福祉事務所長 様

所在地

事業者名称

代表者職氏名

小田原市において補装具業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補装具費支給対象障害者等が希望する場合、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の代理受領について承諾します。

フリガナ			
事業所名称			
フリガナ			
代表者の氏名			
事業所の所在地	(〒 -)		
連絡先	電話番号		FAX番号
取扱補装具種目 (取扱をする種目の左に○印を記入してください。)	骨格構造義肢	眼鏡	歩行補助つえ
	殻構造義肢	補聴器	重度障害者用意思伝達装置
	装具	車いす	
	座位保持装置	電動車いす	
	盲人安全つえ	歩行器	
	義眼	児童用保持(補助)具	

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

補装具業者登録申請結果通知書

様

小田原市福祉事務所長

印

年 月 日に申請がありました補装具業者の登録について、次のとおり決定したので通知します。

1 登録申請の結果

2 登録をしない決定をした場合、その理由

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

登録補装具業者変更・廃止届

年 月 日

小田原市福祉事務所長 様

登録補装具業者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり登録事項の変更・廃止について届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 変 更		<input type="checkbox"/> 廃 止	
	変更した事項	変更後	変更前	変更年月日
変更届				
廃止届	廃止年月日	年 月 日		
	廃止事由			

備考 変更届の場合は、変更の内容の分かる書類（登記事項証明書の写し等）を添付してください。

様式第5号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

代理受領に係る補装具費支払請求書

年 月 日

小田原市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の補装具費について、代理受領を行うことに同意し、補装具費支給対象障害者等からの代理受領に係る委任に基づき、請求します。

金 _____ 円

補装具の額（見積額又は基準額）の内訳

補装具費支給額 円

利用者負担額 円

合計 円

補装具費の振込先

様式第6号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

補 装 具 費 支 給 券

支給決定番号				支給決定年月日			
購入・借受け・修理の別							
借受け期間 (借受けの場合)							
氏名				生年月日			
住所							
保護者氏名				続柄			
補装具の名称				完成用部品名称			
修理部位							
処方等							
補装具業者	商号又は名称						
	所在地						
	電話						
基準額		選定額		利用者負担額		公費負担額	
		円					
負担上限月額				円		円	
		円					
以上のとおり決定する。 年 月 日 小田原市福祉事務所長 印							
適合判定	判定年月日	年 月 日		判定員職氏名			
受領	受領年月日	年 月 日		受領者氏名		本人との関係	